

令和 5 年度

市 税 概 要

厚 木 市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和5年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和4年度一般会計歳入決算額	10
7	令和4年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和5年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和4年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税	19
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額(10月末まで)	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和5年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

令和5年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

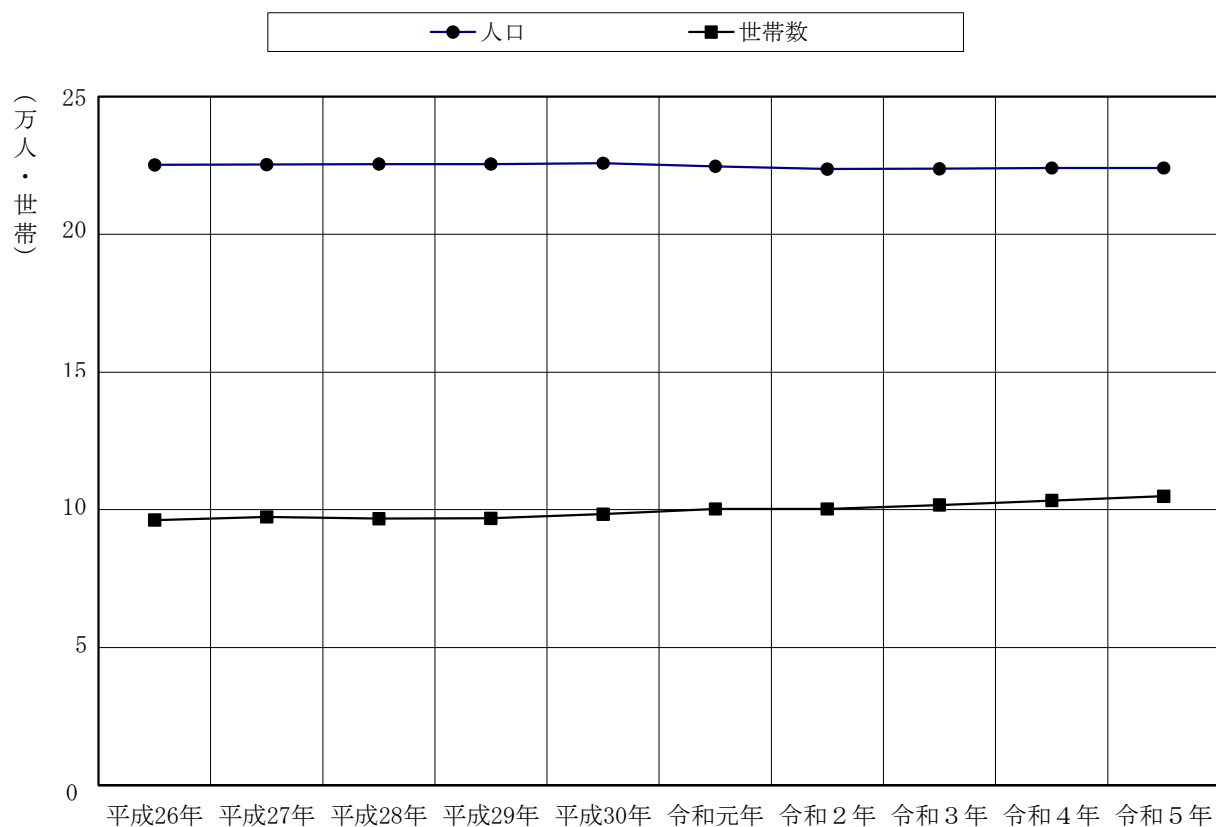
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人
令和2年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	223,705 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総数	男	女
平成26年度	96,281	225,166	117,052	108,114
平成27年度	95,824	225,714	116,658	109,056
平成28年度	96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度	98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度	99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度	100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度	100,360	223,705	115,343	108,362
令和3年度	101,734	223,771	115,293	108,478
令和4年度	103,411	224,095	115,378	108,717
令和5年度	104,921	224,058	115,427	108,631

3 令和5年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

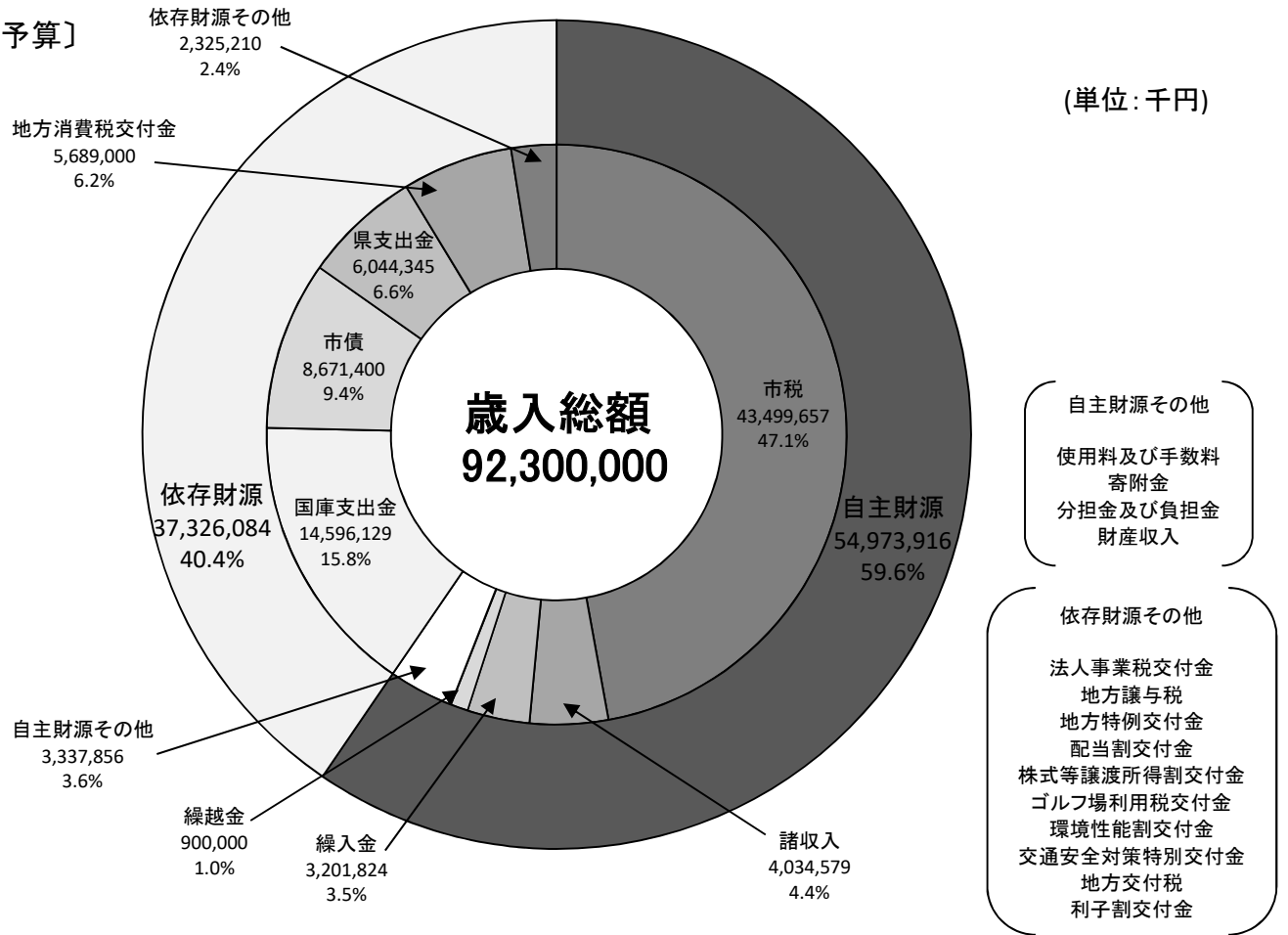
款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	43,499,657	47.1
10 地 方 譲 与 税	526,210	0.6
15 利 子 割 交 付 金	14,000	0.0
18 配 当 割 交 付 金	202,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000	0.2
23 法 人 事 業 税 交 付 金	815,000	0.9
24 地 方 消 費 税 交 付 金	5,689,000	6.2
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	138,000	0.2
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	224,000	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	355,485	0.4
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,390,113	1.5
55 国 庫 支 出 金	14,596,129	15.8
60 県 支 出 金	6,044,345	6.6
65 財 産 収 入	292,258	0.3
70 寄 附 金	1,300,000	1.4
75 繰 入 金	3,201,824	3.5
80 繰 越 金	900,000	1.0
85 諸 収 入	4,034,579	4.4
90 市 債	8,671,400	9.4
合 計	92,300,000	100.0

歳 出 (単位：千円・%)

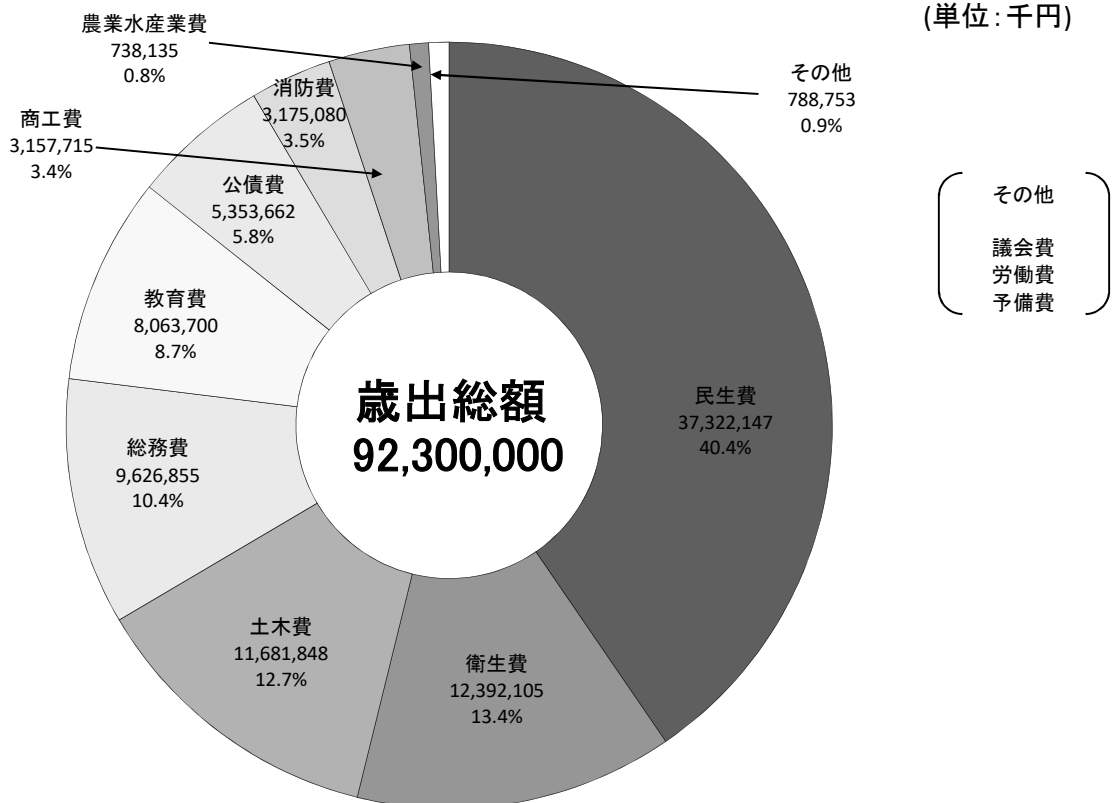
款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	454,214	0.5
10 総 務 費	9,626,855	10.4
15 民 生 費	37,322,147	40.4
20 衛 生 費	12,392,105	13.4
25 労 働 費	234,539	0.3
30 農 林 水 産 業 費	738,135	0.8
35 商 工 費	3,157,715	3.4
40 土 木 費	11,681,848	12.7
45 消 防 費	3,175,080	3.5
50 教 育 費	8,063,700	8.7
60 公 債 費	5,353,662	5.8
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	92,300,000	100.0

4 令和5年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

〔歳入予算〕



〔歳出予算〕



5 令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	108,536,824,985	106,087,113,443	△ 2,449,711,542	
特別会計	公共用地取得事業	1,609,856,666	1,533,554,155	△ 76,302,511
	後期高齢者医療事業	3,556,254,000	3,399,998,625	△ 156,255,375
	国民健康保険事業	21,598,361,000	20,999,328,985	△ 599,032,015
	介護保険事業	16,457,258,000	16,234,401,459	△ 222,856,541
	小計	43,221,729,666	42,167,283,224	△ 1,054,446,442
合計	151,758,554,651	148,254,396,667	△ 3,504,157,984	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	108,536,824,985	100,521,107,813	8,015,717,172	
特別会計	公共用地取得事業	1,609,856,666	1,533,457,657	76,399,009
	後期高齢者医療事業	3,556,254,000	3,360,334,772	195,919,228
	国民健康保険事業	21,598,361,000	20,937,230,635	661,130,365
	介護保険事業	16,457,258,000	15,700,468,856	756,789,144
	小計	43,221,729,666	41,531,491,920	1,690,237,746
合計	151,758,554,651	142,052,599,733	9,705,954,918	

6 令和4年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

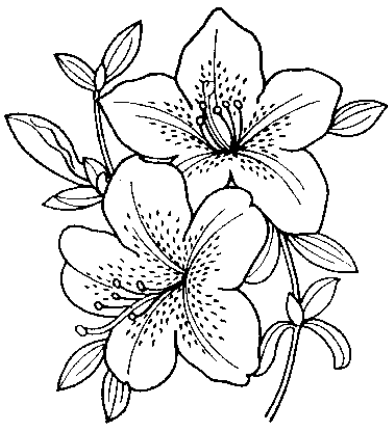
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	42,176,036,000	45,426,036,000	47,229,376,713	46,733,501,296	44.1	102.9
10 地方譲与税	520,210,000	520,210,000	527,799,001	527,799,001	0.5	101.5
15 利子割交付金	18,000,000	18,000,000	12,453,000	12,453,000	0.0	69.2
18 配当割交付金	180,000,000	180,000,000	250,483,000	250,483,000	0.2	139.2
21 株式譲渡所得割 交 付 金	161,000,000	161,000,000	192,015,000	192,015,000	0.2	119.3
23 法 人 事 業 税 金 交 付 金	922,600,000	922,600,000	1,136,618,000	1,136,618,000	1.1	123.2
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	5,469,000,000	5,469,000,000	5,997,953,000	5,997,953,000	5.7	109.7
27 ゴルフ場利用税 交 付 金	134,000,000	134,000,000	150,167,300	150,167,300	0.2	112.1
30 自動車取得税 交 付 金	0	0	1,107,622	1,107,622	0.0	皆増
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000,000	118,000,000	115,735,000	115,735,000	0.1	98.1
33 地 方 特 例 交 付 金	203,000,000	203,000,000	239,429,000	239,429,000	0.2	117.9
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	35,304,000	35,304,000	0.0	117.7
40 交通安全対策 特 別 交 付 金	37,000,000	37,000,000	34,485,000	34,485,000	0.0	93.2
45 分 担 金 及 び 負 担 金	341,272,000	349,585,000	368,063,921	357,432,397	0.3	102.2
50 使用料及び 手 数 料	1,376,343,000	1,346,743,000	1,346,154,706	1,304,073,407	1.2	96.8
55 国庫支出金	15,895,493,000	21,273,624,786	19,093,326,252	19,093,326,252	18.0	89.8
60 県 支 出 金	5,719,425,000	6,056,324,000	5,806,836,335	5,806,836,335	5.5	95.9
65 財 産 収 入	280,867,000	282,248,000	323,893,982	323,870,282	0.3	114.7
70 寄 附 金	1,100,000,000	1,550,000,000	1,445,025,383	1,445,025,383	1.4	93.2
75 繰 入 金	4,566,887,000	4,086,755,000	4,080,112,553	4,080,112,553	3.8	99.8
80 繰 越 金	1,600,000,000	5,877,620,199	5,877,620,573	5,877,620,573	5.5	100.0
85 諸 収 入	3,873,167,000	4,096,579,000	4,687,600,734	4,243,666,042	4.0	103.6
90 市 債	8,877,700,000	10,398,500,000	8,128,100,000	8,128,100,000	7.7	78.2
合 計	93,600,000,000	108,536,824,985	107,079,660,075	106,087,113,443	100.0	97.7

7 令和4年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	459,263,000	461,564,000	428,087,911	33,476,089	0.4	92.7
10 総 務 費	9,434,244,000	13,777,097,624	13,033,565,563	743,532,061	13.0	94.6
15 民 生 費	36,461,737,000	40,266,824,286	38,053,997,146	2,212,827,140	37.8	94.5
20 衛 生 費	10,662,450,000	12,816,597,000	11,317,006,278	1,499,590,722	11.3	88.3
25 労 働 費	213,710,000	213,679,000	202,847,528	10,831,472	0.2	94.9
30 農林水産業費	740,777,000	924,899,800	795,921,000	128,978,800	0.8	86.1
35 商 工 費	3,119,462,000	3,754,132,000	3,638,162,695	115,969,305	3.6	96.9
40 土 木 費	11,351,706,000	13,070,750,996	11,328,126,964	1,742,624,032	11.3	86.7
45 消 防 費	3,526,848,000	3,592,861,191	3,343,865,733	248,995,458	3.3	93.1
50 教 育 費	12,329,086,000	14,390,592,900	13,253,533,289	1,137,059,611	13.2	92.1
60 公 債 費	5,200,717,000	5,197,484,000	5,125,993,706	71,490,294	5.1	98.6
70 予 備 費	100,000,000	70,342,188	0	70,342,188	0.0	0.0
合 計	93,600,000,000	108,536,824,985	100,521,107,813	8,015,717,172	100.0	92.6

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

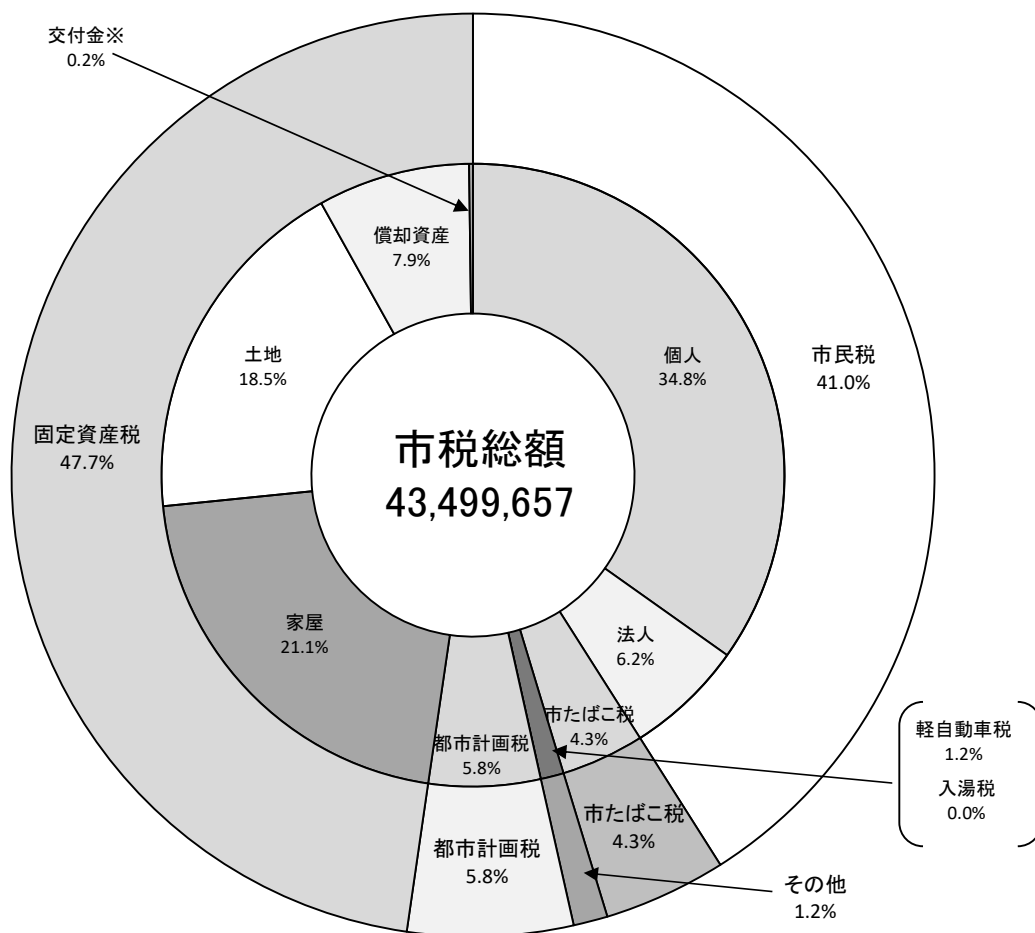
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	令和5年度	令和4年度	対前年度比
市 民 税			17,843,009	17,038,269	104.7
個 人	現年課税分		15,020,000	14,250,000	105.4
	滞納繰越分		114,870	125,894	91.2
法 人	現年課税分		2,703,000	2,649,000	102.0
	滞納繰越分		5,139	13,375	38.4
固 定 資 産 税			20,742,041	20,282,507	102.3
土地家屋 償却資産	現年課税分		20,590,024	20,105,095	102.4
	滞納繰越分		58,017	84,412	68.7
国有資産等所在市町村交付金			94,000	93,000	101.1
軽 自 動 車 税			540,151	518,887	104.1
環 境 性 能 割			47,288	43,300	109.2
種 別 割	現年課税分		488,606	469,930	104.0
	滞納繰越分		4,257	5,657	75.3
市 た ば こ 税			1,873,177	1,882,795	99.5
		現年課税分	1,873,176	1,882,794	99.5
		滞納繰越分	1	1	100.0
入 湯 税			2,533	2,205	114.9
		現年課税分	2,532	2,204	114.9
		滞納繰越分	1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,498,746	2,451,373	101.9
土地家屋	現年課税分		2,491,211	2,440,795	102.1
	滞納繰越分		7,535	10,578	71.2
現年課税分計			43,309,837	41,936,118	103.3
滞納繰越分計			189,820	239,918	79.1
市 税 総 計			43,499,657	42,176,036	103.1

9 令和5年度市税歳入予算額の構成（当初）



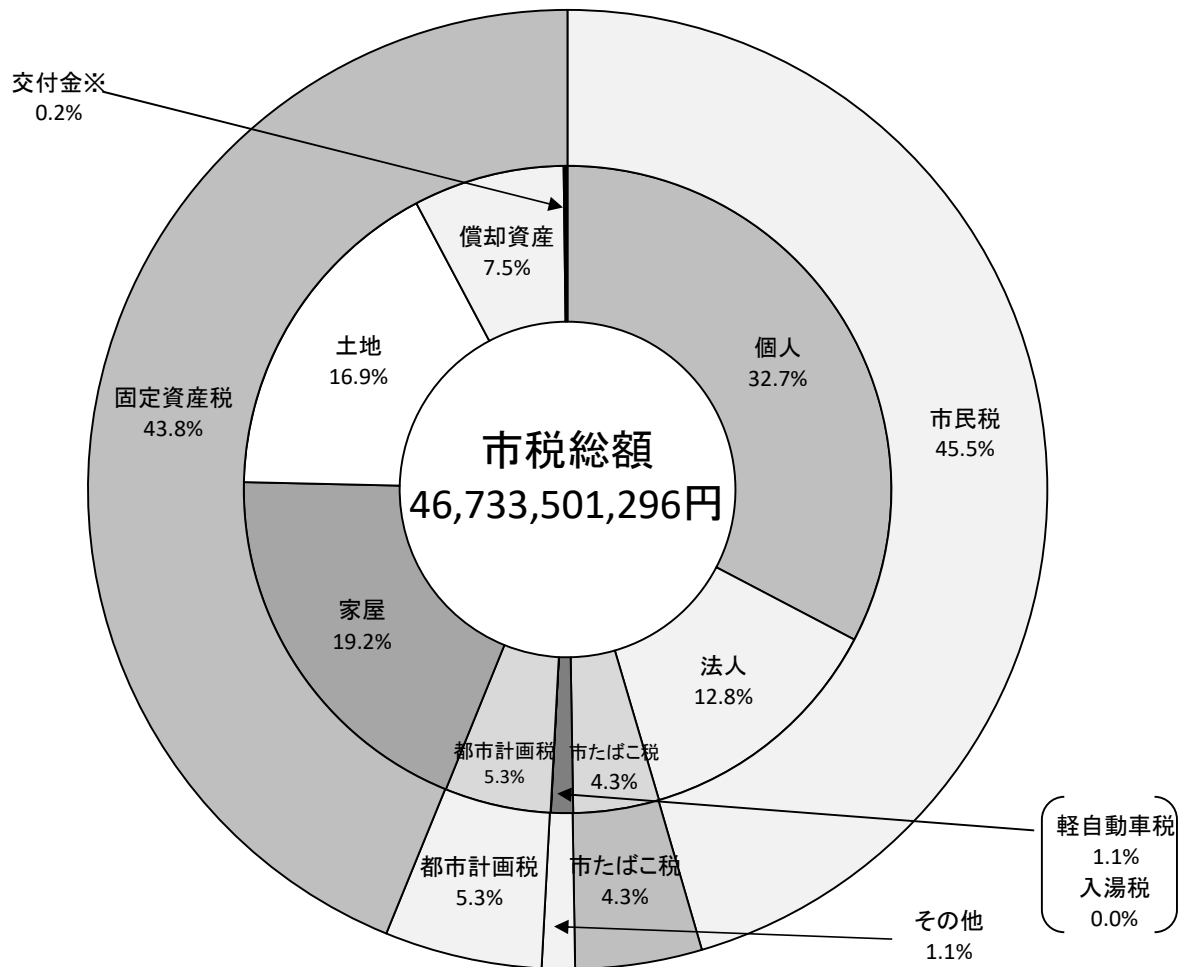
(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和5年度	令和4年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,998,378	39,722,458	1,275,920	103.2
	市民税	17,843,009	17,038,269	804,740	104.7
	個人	15,134,870	14,375,894	758,976	105.3
	法人	2,708,139	2,662,375	45,764	101.7
	固定資産税	20,742,041	20,282,507	459,534	102.3
	固定資産税	20,648,041	20,189,507	458,534	102.3
	土地	8,016,108	7,869,954	146,154	101.9
	家屋	9,197,913	8,909,336	288,577	103.2
	償却資産	3,434,020	3,410,217	23,803	100.7
	交付金※	94,000	93,000	1,000	101.1
	軽自動車税	540,151	518,887	21,264	104.1
	環境性能割	47,288	43,300	3,988	109.2
	種別割	492,863	475,587	17,276	103.6
	市たばこ税	1,873,177	1,882,795	△ 9,618	99.5
2	目的税	2,501,279	2,453,578	47,701	101.9
	入湯税	2,533	2,205	328	114.9
	都市計画税	2,498,746	2,451,373	47,373	101.9
	合計	43,499,657	42,176,036	1,323,621	103.1

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と滞納繰越分の合計です。

10 令和4年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		令和4年度	令和3年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	44,268,938,925	41,783,081,854	2,485,857,071	105.9
	市民税	21,249,026,490	19,456,698,431	1,792,328,059	109.2
	個人	15,276,999,425	14,742,739,560	534,259,865	103.6
	法人	5,972,027,065	4,713,958,871	1,258,068,194	126.7
	固定資産税	20,502,776,109	19,962,926,821	539,849,288	102.7
	固定資産税	20,408,853,309	19,868,643,821	540,209,488	102.7
	土地	7,905,505,804	7,851,199,793	54,306,011	100.7
	家屋	8,982,644,277	8,589,699,400	392,944,877	104.6
	償却資産	3,520,703,228	3,427,744,628	92,958,600	102.7
	交付金※	93,922,800	94,283,000	△360,200	99.6
	軽自動車税	520,801,178	479,798,278	41,002,900	108.5
	環境性能割	48,392,500	26,265,400	22,127,100	184.2
	種別割	472,408,678	453,532,878	18,875,800	104.2
	市たばこ税	1,996,335,148	1,883,658,324	112,676,824	106.0
2	目的税	2,464,562,371	2,412,476,083	52,086,288	102.2
	入湯税	2,515,950	2,431,650	84,300	103.5
	都市計画税	2,462,046,421	2,410,044,433	52,001,988	102.2
	合計	46,733,501,296	44,195,557,937	2,537,943,359	105.7

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と過年度分の合計です。

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

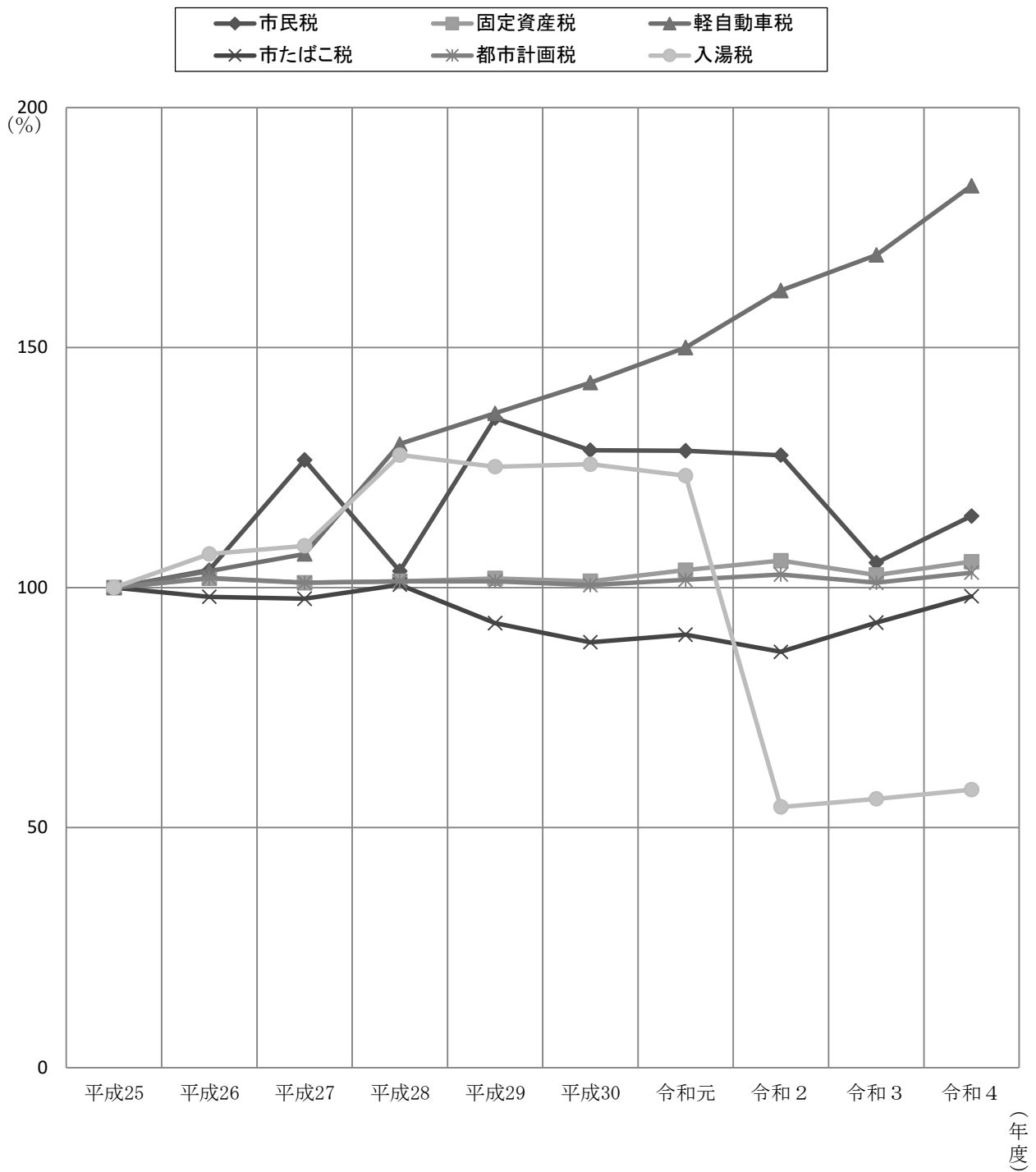
区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成30年度	47,735,816	48,720,248	48,105,970	63,350	550,928
令和元年度	47,253,558	49,171,715	48,584,336	90,510	496,868
令和2年度	47,943,529	49,292,402	48,785,571	41,138	465,693
令和3年度	43,145,198	44,591,403	44,195,557	24,498	371,346
令和4年度	45,426,036	47,229,376	46,733,501	38,317	457,557

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴収率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
平成30年度	96.5	97.1	98.7	99.7
令和元年度	99.0	101.0	98.8	99.7
令和2年度	101.5	100.4	99.0	99.7
令和3年度	90.0	90.6	99.1	99.9
令和4年度	105.3	105.7	99.0	100.2

1.3 市税の伸長率



平成25年度の決算額を100としたときの令和4年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能割含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
114.9	105.4	183.7	98.2	57.9	103.1

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和4年度	令和3年度
税収入額	(1) 市 税		46,733,501	44,195,557
	(2) 個人 の 県 民 税		10,180,423	9,820,305
	(3) 合 計		56,913,924	54,015,862
徴 人件費	(4) 基 本 給		271,287	267,960
	(5) 諸 手 当		232,623	232,608
	ア 超 過 勤 務 手 当		38,712	47,028
	イ 税 務 特 別 手 当		0	0
	ウ そ の 他 の 手 当		193,911	185,580
	(6) そ の 他		94,514	92,854
	(7) 小 計		598,424	593,422
税 需用費	(8) 旅 費		2,046	1,402
	(9) 賃 金		0	0
	(10) そ の 他		169,662	144,520
	(11) 小 計		171,708	145,922
費 報奨金及び これに類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
	(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		133	99
	(14) 納 税 奨 励 金		0	0
	(15) そ の 他		0	0
	(16) 小 計		133	99
(17) そ の 他		33,678	29,132	
(18) 合 計		803,943	768,575	
県税徴収 取扱費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額		356,923	354,627
	(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額			
	(21) 合 計		356,923	354,627
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (21)		447,020	413,948
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.4%	1.4%
	(24) (22) / (1)		1.0%	0.9%
徴税職員数4月1日現在			79人	80人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移（6月末）

(単位：人・千円・%)

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
納税義務者数	普通徴収		23,274	22,892	22,227	22,870	23,334	
	給与特別徴収		77,936	78,799	79,137	79,463	80,249	
	年金特別徴収		15,833	15,948	16,101	16,185	16,022	
	計		117,043	117,639	117,465	118,518	119,605	
税	市民税	普通徴収	均等割	84,060	82,220	80,251	82,329	83,890
		所得割	2,917,543	2,802,352	2,768,520	3,140,689	3,147,754	
		給与特別徴収	均等割	267,648	271,049	272,707	273,383	275,841
		所得割	10,814,138	10,934,056	10,614,533	10,849,573	11,007,021	
		年金特別徴収	均等割	50,885	51,416	52,084	52,482	51,969
		所得割	708,306	719,337	724,240	718,956	711,908	
	小計		14,842,580	14,860,430	14,512,335	15,117,412	15,278,383	
	県民税	普通徴収	均等割	43,231	42,285	41,272	42,341	43,142
		所得割	1,955,101	1,878,338	1,855,870	2,105,005	2,109,711	
		給与特別徴収	均等割	137,651	139,400	140,252	140,601	141,865
		所得割	7,254,339	7,334,859	7,120,926	7,278,875	7,384,940	
		年金特別徴収	均等割	26,169	26,442	26,785	26,990	26,726
		所得割	474,916	482,305	485,587	482,092	477,339	
小計		9,891,407	9,903,629	9,670,692	10,075,904	10,183,723		
市・県民税	普通徴収	均等割	127,291	124,505	121,523	124,670	127,032	
	所得割	4,872,644	4,680,690	4,624,390	5,245,694	5,257,465		
	給与特別徴収	均等割	405,299	410,449	412,959	413,984	417,706	
	所得割	18,068,477	18,268,915	17,735,459	18,128,448	18,391,961		
	年金特別徴収	均等割	77,054	77,858	78,869	79,472	78,695	
	所得割	1,183,222	1,201,642	1,209,827	1,201,048	1,189,247		
	合計		24,733,987	24,764,059	24,183,027	25,193,316	25,462,106	
伸び率		102.1	100.1	97.7	104.2	101.1		
特定あん分率(県)		39.99	39.99	39.98	39.99	39.99		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
令和元年度	4,790	0	111,102	115,892
令和2年度	4,764	0	111,618	116,382
令和3年度	4,794	0	111,536	116,330
令和4年度	4,966	0	112,302	117,268
令和5年度	5,001	0	113,358	118,359

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	合計
令和元年度	89,479	3,634	34	17,955	111,102
令和2年度	90,112	3,516	24	17,966	111,618
令和3年度	89,639	3,871	28	17,998	111,536
令和4年度	90,333	3,919	31	18,019	112,302
令和5年度	91,639	3,788	25	17,906	113,358

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分						
納税義務者数		111,102	111,618	111,536	112,302	113,358
総所得金額	総所得金額	375,010,420	377,008,430	383,436,879	395,375,709	402,603,399
	山林所得金額 退職所得	0	1,372	0	0	0
	分離譲渡金額等	12,910,885	11,246,680	11,320,061	16,295,263	15,085,203
	計	387,921,305	388,256,482	394,756,940	411,670,972	417,688,602
所得控除額	雑損	11,385	6,183	4,252	926	547
	医療費	2,644,949	2,603,553	2,368,177	2,545,380	2,528,981
	社会保険料	64,387,258	65,248,697	65,656,532	66,138,185	67,872,317
	小規模共済	1,133,594	1,237,344	1,458,003	1,646,760	1,802,075
	生命保険料	3,609,255	3,629,078	3,639,401	3,664,354	3,662,702
	地震保険料	275,321	287,561	298,913	318,546	327,387
	障害者	1,007,580	1,017,440	1,021,480	1,044,100	1,060,780
	寡婦	541,980	549,760	180,180	180,700	178,620
	寡夫	57,720	65,780			
	ひとり親			434,100	455,100	447,300
	勤労学生	3,120	7,020	2,340	3,900	2,860
	配偶者	8,356,090	8,119,140	8,026,800	7,773,180	7,524,810
	配偶者特別	1,406,470	1,470,750	1,427,820	1,423,500	1,406,300
	扶養	6,925,470	6,925,030	6,928,530	6,917,310	6,789,640
	同居特障加算分	189,520	183,540	185,610	181,010	174,110
	基礎	36,663,660	36,833,940	47,741,570	48,036,920	48,496,090
計	127,213,372	128,184,816	139,373,708	140,329,871	142,274,519	
課税標準額	総所得金額	247,909,482	248,944,477	244,154,063	255,156,343	260,442,216
	山林所得金額 退職所得	0	1,318	0	0	0
	分離譲渡金額等	12,798,451	11,125,871	11,229,169	16,184,758	14,971,867
	計	260,707,933	260,071,666	255,383,232	271,341,101	275,414,083
算出税額		15,252,290	15,261,196	14,981,135	15,790,393	16,070,531
税額控除額等		530,988	551,313	673,172	811,306	922,404
調整控除		218,621	219,360	220,073	220,739	220,252
配当割額・株式等譲渡所得割額 控除		24,473	23,295	30,107	29,712	63,682
所得割額		14,478,208	14,467,228	14,057,783	14,728,636	14,904,193

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4月	32	5,942	49	8,253	59	12,572	42	20,063	38	11,483
5月	164	23,196	145	38,457	109	14,214	184	26,226	164	23,686
6月	59	14,752	34	8,193	48	7,863	42	16,327	28	3,084
7月	36	7,438	30	7,532	113	13,475	38	13,022		
8月	29	3,886	29	8,595	39	6,106	41	12,775		
9月	36	6,761	20	10,664	32	4,217	26	3,868		
10月	19	2,981	23	3,280	30	9,538	25	6,527		
11月	45	7,010	29	3,193	42	5,533	36	5,635		
12月	23	3,277	19	3,316	21	2,027	25	4,342		
1月	33	10,041	25	4,029	18	3,104	24	2,857		
2月	34	4,792	38	6,522	48	11,010	23	7,187		
3月	24	2,918	33	4,440	20	2,482	17	1,998		
合計	534	92,994	474	106,474	579	92,141	523	120,827	230	38,253

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 者 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,567	149	3	946	225	3,890
10万円超え 100万円以下	21,347	1,075	10	9,606	232	32,270
100万円超え 200万円以下	26,806	964	6	3,595	237	31,608
200万円超え 300万円以下	18,240	638	3	1,213	179	20,273
300万円超え 400万円以下	9,339	334	2	467	139	10,281
400万円超え 550万円以下	7,097	255	1	379	144	7,876
550万円超え 700万円以下	2,427	115	0	237	71	2,850
700万円超え 1,000万円以下	1,907	93	0	241	88	2,329
1,000万円超え	1,354	127	0	348	152	1,981
合 計	91,084	3,750	25	17,032	1,467	113,358
200万円以下	50,720	2,188	19	14,147	694	67,768
200万円超え 700万円以下	37,103	1,342	6	2,296	533	41,280
700万円超え	3,261	220	0	589	240	4,310

(7) 課税標準額段階別総所得金額(当初)

(単位:千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,632,298	134,634	1,537	885,852	3,092,978	5,747,299
10万円超え 100万円以下	31,060,765	1,693,643	13,954	13,917,436	1,935,634	48,621,432
100万円超え 200万円以下	69,396,885	2,506,189	13,870	8,913,427	2,267,894	83,098,265
200万円超え 300万円以下	70,122,101	2,381,801	10,807	4,432,176	1,633,378	78,580,263
300万円超え 400万円以下	48,030,990	1,629,460	12,584	2,229,486	1,538,782	53,441,302
400万円超え 550万円以下	46,997,333	1,567,035	6,965	2,341,479	2,198,984	53,111,796
550万円超え 700万円以下	20,161,556	917,308	0	1,838,967	1,045,485	23,963,316
700万円超え 1,000万円以下	19,989,191	930,427	0	2,407,146	1,992,998	25,319,762
1,000万円超え	28,065,486	3,404,937	0	6,433,059	7,901,685	45,805,167
合計	335,456,605	15,165,434	59,717	43,399,028	23,607,818	417,688,602
200万円以下	102,089,948	4,334,466	29,361	23,716,715	7,296,506	137,466,996
200万円超え 700万円以下	185,311,980	6,495,604	30,356	10,842,108	6,416,629	209,096,677
700万円超え	48,054,677	4,335,364	0	8,840,205	9,894,683	71,124,929

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する白色申告者			
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			納税 義務者数	納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額
		青色事業 専従者 数	専従者 給与額	納税 義務者数			配偶者	配偶者 以外	
平成26年度	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660
平成27年度	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631
令和3年度	7,750	987	265	2,513,326	1,149	73	61	15	53,132
令和4年度	7,855	1,001	290	2,542,586	1,179	69	58	13	50,493
令和5年度	7,962	931	269	2,458,658	1,103	55	48	11	41,783

16 法人市民税

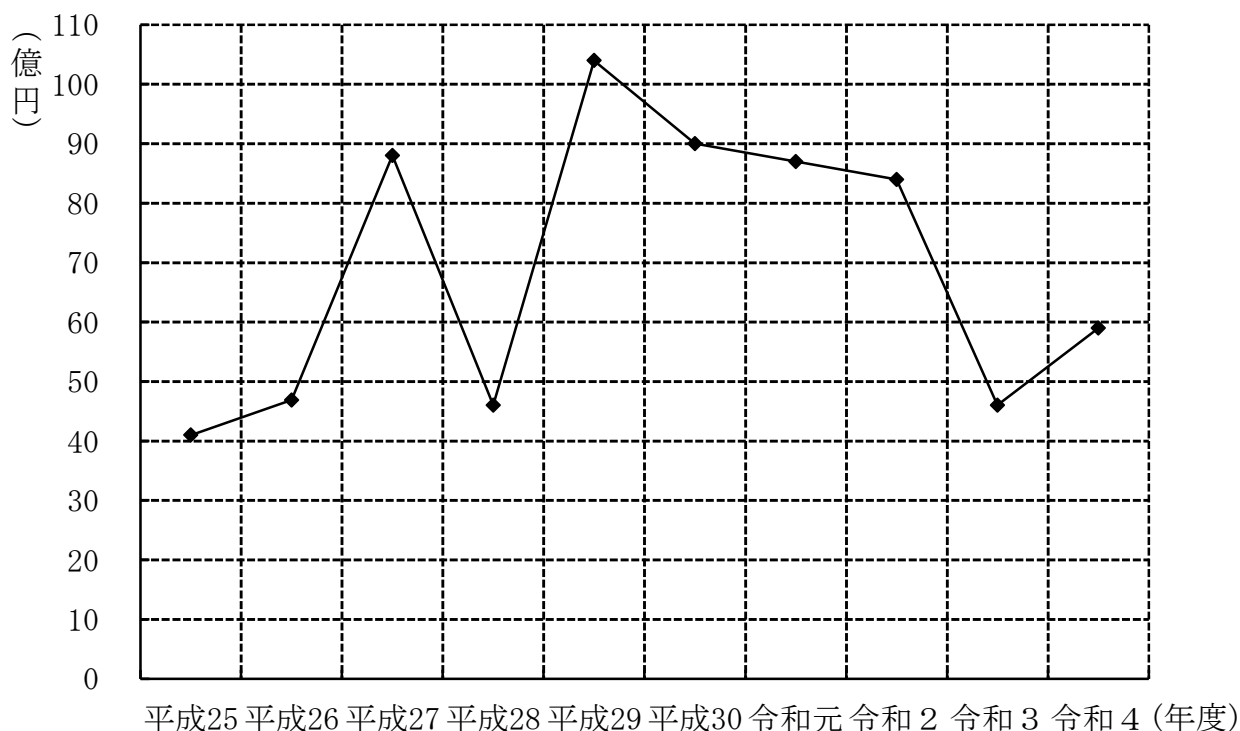
(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度	令和4年度	令和3年度	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
申告区分	確定・予定	14.7	0	0	143.0	66.5
		※1 12.1	0	6,060		
		※2 8.4	3,974,837	2,773,509		
		13.5	0	0	123.5	4.3
		※1 10.9	0	60		
		※2 7.2	256,000	207,259		
		12.3	0	0		
		※1 9.7	293	1,662	119.6	11.5
	※2 6.0	688,894	574,510			
	14.7	0	179			
	修正・更正	※1 12.1	4,391	82,414	16.9	0.2
		※2 8.4	9,637	390		
		13.5	0	24		
		※1 10.9	175	194	191.2	0.1
		※2 7.2	953	372		
		12.3	0	425		
※1 9.7		6,369	2,550			
※2 6.0		5,005	795	301.7	0.2	
小計	4,946,554	3,650,403	135.5			82.8
均等割		1,029,356	1,017,800	101.1	17.2	
合計		5,975,910	4,668,203	128.0	100.0	
納税義務者数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	5,286	5,143	102.8	68.6
		第2号法人	70	70	100.0	0.9
		第3号法人	1,102	1,102	100.0	14.3
		第4号法人	132	126	104.8	1.7
		第5号法人	442	442	100.0	5.7
		第6号法人	74	73	101.4	1.0
		第7号法人	487	487	100.0	6.3
		第8号法人	38	36	105.6	0.5
		第9号法人・人格のない社団等	78	78	100.0	1.0
	合計		7,709	7,557	102.0	100.0

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	令和4年度		令和3年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4月	118,353,900	752	104,078,600	611	113.7
5月	234,898,900	1,459	229,542,200	1,379	102.3
6月	779,639,200	1,491	754,233,200	1,448	103.4
7月	1,934,943,300	1,076	886,290,400	1,058	218.3
8月	169,411,000	916	228,513,100	878	74.1
9月	149,684,100	895	169,667,900	714	88.2
10月	106,861,700	759	91,160,100	735	117.2
11月	1,682,573,000	1,599	1,577,006,100	1,574	106.7
12月	451,070,600	1,094	283,072,100	935	159.3
1月	64,320,600	507	63,768,100	595	100.9
2月	99,464,700	801	97,559,200	776	102.0
3月	184,689,400	646	183,311,700	849	100.8
合計	5,975,910,400	11,995	4,668,202,700	11,552	128.0

1.7 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	令和元年度	1,212,167,735	1,228,016,998
	令和2年度	1,226,314,853	1,240,568,789
	令和3年度	1,198,410,527	1,214,081,935
	令和4年度	1,230,889,422	1,239,528,596
	令和5年度	1,255,227,052	1,260,159,428
償 却 資 産	令和元年度	252,056,606	—
	令和2年度	268,800,285	—
	令和3年度	245,977,488	—
	令和4年度	247,796,117	—
	令和5年度	250,416,510	—
合 計	令和元年度	1,464,224,341	1,228,016,998
	令和2年度	1,495,115,138	1,240,568,789
	令和3年度	1,444,388,015	1,214,081,935
	令和4年度	1,478,685,539	1,239,528,596
	令和5年度	1,505,643,562	1,260,159,428

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価 筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	110,730	4,430,655	304,565	4,126,090	442,202	30,170	412,032	412,032	168	6,996	513	6,483	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	13	183,644		183,644	5,316,300		5,316,300	1,535,197	1	623		623	28,949	79,100
畑	一般畑	95,743	6,986,872	758,846	6,228,026	440,385	47,276	393,109	393,050	255	13,435	1,671	11,764	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	113,713	670,300	75	670,225	30,454,829	3,254	30,451,575	9,866,186	149	2,298	4	2,294	45,435	154,000
宅地	小規模住宅用地		10,994,470	4,204	10,990,266	689,515,199	165,751	689,349,448	114,894,287		72,426	346	72,080	62,715	523,480
	一般住宅用地		3,283,800	1,042	3,282,758	146,360,408	25,953	146,334,455	48,778,240		25,714	137	25,577	44,570	347,320
	商業地等 (非住宅用地)		7,727,855	20	7,727,835	463,208,428	1,379	463,207,049	286,195,114		10,472	10	10,462	59,940	770,851
	計	2,527,039	22,006,125	5,266	22,000,859	1,299,084,035	193,083	1,298,890,952	449,867,641	2,653	108,612	493	108,119		
塩田															
鉱泉地		20		20	458		458	458		6		6	22,900	32,542	
池沼															
山林	一般山林	2,449,679	14,194,609	1,404,598	12,790,011	413,930	44,827	369,103	369,103	1,250	9,603	1,722	7,881	29	44
	介在山林	593	13,292	13	13,279	134,885	81	134,804	93,257	3	54	1	53	10,148	32,068
牧場		25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465	
原野	651	319,573	10,464	309,109	5,215	239	4,976	4,976	7	134	16	118	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	17,101	3,681,992		3,681,992	10,497,508		10,497,508	7,347,951	79	2,663		2,663	2,851	17,300
	遊園地等の用地	687,037								619					
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,761		35,761	886,875		886,875	556,920		62		62	24,800	66,000
	鉄軌道用地 (複合利用)		23,355		23,355	4,487,203		4,487,203	2,752,299		32		32	192,130	382,412
	その他の雑種地	1,149,339	4,952,387	107,565	4,844,822	154,879,858	104,910	154,774,948	102,433,947	2,910	15,152	1,379	13,773	31,274	397,456
	計	1,853,477	8,693,495	107,565	8,585,930	170,751,444	104,910	170,646,534	113,091,117	3,608	17,909	1,379	16,530		
その他	29,324,119									80,839					
合計	36,475,757	57,524,243	2,591,392	54,932,851	1,507,055,614	423,840	1,506,631,774	575,644,948	88,933	159,702	5,799	153,903			

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	89,490	32931244	18,813,617	310	367,988	770,851
	普通商業区	651,356	73359512	38,411,599	1565	112,626	347,320
	計	740,846	106,290,756	57,225,216	1,875		
住宅地区	併用住宅区	1,621,896	128,235,258	53,110,904	6,786	79,065	201,004
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,605,866	731,719,587	168,341,129	77,832	63,047	177,100
	計	13,227,762	859,954,845	221,452,033	84,618		
工業地区	大工場区	2,685,376	143,972,647	78,836,232	646	53,614	85,640
	中小工場区	1,949,083	113,689,166	66,544,629	2,886	58,330	111,308
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,634,459	257,661,813	145,380,861	3,532		
村落地区	集団地区	1,672,321	40,372,229	12,360,827	9,492	24,141	41,000
	村落地区	1,669,789	34,330,867	13,230,723	8,409	20,560	35,520
	計	3,342,110	74,703,096	25,591,550	17,901		
	観光地区	0	0	0	0	0	0
	農業用施設の用に供する宅地	55,682	280,442	180,816	191	5,036	5,112
	生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0
	合計	22,000,859	1,298,890,952	449,830,476	108,117		

(4) 家屋に関する概要調書

区分		所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総数		53,336	5,702,808	169,804,350	29,766
	法定免税点 未満のもの		1,311	40,297	81,077	2,012
	法定免税点 以上のもの		52,025	5,662,511	169,723,273	29,973
木 造 以 外	総数		17,616	9,725,828	512,041,343	52,648
	法定免税点 未満のもの		215	4,060	20,444	5,035
	法定免税点 以上のもの		17,401	9,721,768	512,020,899	52,667
合 計	総数	68,285	70,952	15,428,636	681,845,693	44,194
	法定免税点 未満のもの	1,266	1,526	44,357	101,521	2,289
	法定免税点 以上のもの	67,019	69,426	15,384,279	681,744,172	44,314

〈参考〉

実際免税点の額	200,000
---------	---------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,934
	法人	5,663
	計	7,597

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	65,010,734	64,895,633	51,576	64,844,057
	機 械 及 び 装 置	94,519,781	93,667,911	37,931	93,629,980
	船 舶	3,233	3,233		3,233
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,344,498	1,344,498	0	1,344,498
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	62,794,418	62,699,199	84,630	62,614,569
	小 計 (ハ)	223,672,664	222,610,474	174,137	222,436,337
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	25,935,481	25,125,764		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,104,664	2,680,272		
	小 計 (ニ)	30,040,145	27,806,036		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	253,712,809	250,416,510			
内 訳	市 町 村 分 の 額		250,416,510		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第2項	780
	第9項	8,684
	第20項	212,758
	旧第18項	1,598
法附則第15条	第2項	92,948
	第25項	3,388
	第30項	5,971
	第32項	91,801
	第37項	234
	旧第3項	14,472
	旧第7項	500
	旧第41項	214,586
法附則第64条	588,607	0
合 計	1,236,327	174,137

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
	平成26年度	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0
平成27年度	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,635
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635
令和3年度	8.2	13.7	37.9	24.7	15.5	57,578
令和4年度	8.0	13.4	38.2	24.6	15.8	57,526
令和5年度	8.0	13.3	38.2	24.6	15.9	57,524

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成26年度	68,917	51,749	※ 17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
平成27年度	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686
令和3年度	70,765	53,153	※ 17,612	15,291,653	5,654,195	9,637,458
令和4年度	70,887	53,265	※ 17,622	15,369,603	5,679,851	9,689,752
令和5年度	70,952	53,336	※ 17,616	15,428,636	5,702,808	9,725,828

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和5年4月1日現在（単位：台・円）

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額
			一般	官公署	計					
原動機付自転車	50cc以下		10,300	14	10,314	14	0	10,300	2,000	20,600,000
	50cc超 90cc以下		891	3	894	3	0	891	2,000	1,782,000
	90cc超 125cc以下		5,092	50	5,142	50	3	5,089	2,400	12,213,600
	ミニカー		296	0	296	0	1	295	3,700	1,091,500
	小計		16,579	67	16,646	67	4	16,575		35,687,100
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)		4,237	12	4,249	12	5	4,232	3,600	15,235,200
	三輪車		8	0	8	0	0	8	※	36,800
	四輪車	乗用	8	0	8	0	0	8		50,800
		貨物	34,803	16	34,819	16	464	34,339		353,643,000
	乗用	米軍	0	0	0	0	0	0		0
		貨物	1,248	0	1,248	0	2	1,246		4,629,400
	貨物	乗用	10,049	42	10,091	42	64	9,985		51,300,300
		貨物								
	農耕用		1,465	3	1,468	3	0	1,465	2,400	3,516,000
	特殊作業用		380	2	382	2	0	380	5,900	2,242,000
小計		52,198	75	52,273	75	535	51,663		430,653,500	
二輪の小型自動車		4,173	39	4,212	39	1	4,172	6,000	25,032,000	
合計		72,950	181	73,131	181	540	72,410		491,372,600	

※P.37(2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(2) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）

令和5年4月1日現在（単位：台・円）

車種	区分	賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
三輪	標準税率（新税率）	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
	重課税率	8	0	8	0	0	8	4,600	36,800		
	軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
	軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
	軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
	小計	8	0	8	0	0	8		36,800		
四輪	乗用	標準税率（新税率）	1	0	1	0	0	1	6,900	6,900	
		旧税率	5	0	5	0	0	5	5,500	27,500	
		重課税率	2	0	2	0	0	2	8,200	16,400	
		軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
		軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
		軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	5,200	0	
	自家用	標準税率（新税率）	16,918	9	16,927	9	233	16,685	10,800	180,198,000	
		旧税率	9,426	3	9,429	3	132	9,294	7,200	66,916,800	
		重課税率	8,330	3	8,333	3	99	8,231	12,900	106,179,900	
		軽課税率（75%軽減）	129	1	130	1	0	129	2,700	348,300	
		軽課税率（50%軽減）									
		軽課税率（25%軽減）									
	米軍	特例	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	貨物	営業用	標準税率（新税率）	653	0	653	0	0	653	3,800	2,481,400
			旧税率	348	0	348	0	1	347	3,000	1,041,000
			重課税率	247	0	247	0	1	246	4,500	1,107,000
軽課税率（75%軽減）			0	0	0	0	0	0	1,000	0	
軽課税率（50%軽減）											
軽課税率（25%軽減）											
自家用		標準税率（新税率）	4,645	23	4,668	23	18	4,627	5,000	23,135,000	
		旧税率	2,004	1	2,005	1	15	1,989	4,000	7,956,000	
		重課税率	3,399	18	3,417	18	31	3,368	6,000	20,208,000	
		軽課税率（75%軽減）	1	0	1	0	0	1	1,300	1,300	
		軽課税率（50%軽減）									
		軽課税率（25%軽減）									
小計	46,108	58	46,166	58	530	45,578		409,623,500			
合計	46,116	58	46,174	58	530	45,586		409,660,300			

（注）表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	令和3年度		令和4年度		令和5年度				
	台数 調定額	対前年度比	台数 調定額	対前年度比	台数 調定額	対前年度比	構成比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	10,789	96.4	10,641	98.6	10,300	96.8	14.2	
		21,578,000	96.4	21,282,000	98.6	20,600,000	96.8	4.2	
	50cc超 90cc以下	841	100.8	872	103.7	891	102.2	1.3	
		1,682,000	100.8	1,744,000	103.7	1,782,000	102.2	0.4	
	90cc超 125cc以下	4,682	104.0	4,923	105.1	5,089	103.4	7.0	
		11,236,800	104.0	11,815,200	105.1	12,213,600	103.4	2.5	
	ミニカー	252	106.3	270	107.1	295	109.3	0.4	
		932,400	106.3	999,000	107.1	1,091,500	109.3	0.2	
	小計	16,564	98.8	16,706	100.9	16,575	99.2	22.9	
		35,429,200	99.1	35,840,200	101.2	35,687,100	99.6	7.3	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車 (側車付きの ものを含む)	4,052	100.9	4,165	102.8	4,232	101.6	5.8	
		14,587,200	100.9	14,994,000	102.8	15,235,200	101.6	3.1	
	三輪車	8	100.0	9	112.5	8	88.9	0.0	
		36,800	104.2	41,400	112.5	36,800	88.9	0.0	
	四輪 乗用	営業用	0	—	0	—	8	皆増	0.0
			0	—	0	—	50,800	皆増	0.0
		家用	33,307	101.6	33,792	101.5	34,339	101.6	47.4
			324,417,600	104.7	341,227,800	105.2	353,643,000	103.6	72.0
			米軍	1	皆増	1	100.0	0	—
	3,000	皆増	3,000	100.0	0	—	0.0		
	四輪 貨物用	営業用	969	120.4	1,100	113.5	1,246	113.3	1.8
			3,520,000	122.6	4,034,700	114.6	4,629,400	114.7	0.9
		家用	9,701	101.0	9,948	102.5	9,985	100.4	13.8
	48,686,200	102.4	50,604,000	103.9	51,300,300	101.4	10.4		
	農耕用	1,452	100.5	1,470	101.2	1,465	99.7	2.0	
3,484,800		100.5	3,528,000	101.2	3,516,000	99.7	0.7		
特殊作業用	366	104.6	373	101.9	380	101.9	0.5		
	2,159,400	104.6	2,200,700	101.9	2,242,000	101.9	0.5		
小計	49,856	101.7	50,858	102.0	51,663	101.6	71.3		
	396,895,000	104.4	416,633,600	105.0	430,653,500	103.4	87.6		
二輪の 小型自動車	3,874	101.7	4,004	103.4	4,172	104.2	5.8		
	23,244,000	101.7	24,024,000	103.4	25,032,000	104.2	5.1		
合計	70,294	101.0	71,568	101.8	72,410	101.2	100.0		
	455,568,200	103.8	476,497,800	104.6	491,372,600	103.1	100.0		

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額 (10月末まで)

(単位：円)

年度 月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	1,754,200	4,850,800	3,476,400
5月	2,891,200	5,572,200	2,992,100
6月	1,913,300	3,181,700	2,986,600
7月	1,580,400	2,968,200	1,993,900
8月	2,104,600	3,795,200	2,733,800
9月	2,132,400	3,388,000	2,050,700
10月	2,130,700	3,162,800	2,619,500
11月	1,832,100	6,862,100	
12月	2,777,400	4,074,100	
1月	2,156,900	4,062,200	
2月	1,416,300	3,506,700	
3月	3,575,900	2,968,500	
合計	26,265,400	48,392,500	18,853,000

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	令和2年度	対前年度比 (%)	令和3年度	対前年度比 (%)	令和4年度	対前年度比 (%)
4月	146,049,860	95.5	159,867,416	109.5	164,866,557	103.1
	25,658,795	94.6	26,113,593	101.8	25,162,784	96.4
5月	137,779,062	89.4	154,067,506	111.8	168,089,483	109.1
	24,205,738	88.6	25,166,205	104.0	25,654,683	101.9
6月	139,469,675	84.6	148,400,683	106.4	159,588,183	107.5
	24,502,754	83.9	24,240,556	98.9	24,357,171	100.5
7月	147,033,935	101.0	157,135,363	106.9	170,556,375	108.5
	25,831,682	100.2	25,667,325	99.4	26,031,193	101.4
8月	155,736,670	94.5	154,509,061	99.2	168,924,673	109.3
	27,360,624	93.7	25,238,331	92.2	25,782,154	102.2
9月	146,255,911	94.5	151,229,207	103.4	175,185,180	115.8
	25,694,995	93.7	24,702,582	96.1	26,737,665	108.2
10月	193,427,530	115.5	201,106,151	104.0	173,239,877	86.1
	33,982,349	114.8	32,849,747	96.7	26,440,763	80.5
11月	118,599,870	84.1	126,442,136	106.6	166,343,402	131.6
	19,368,910	78.1	19,297,780	99.6	25,388,187	131.6
12月	140,696,814	95.2	153,653,599	109.2	168,999,182	110.0
	22,982,165	88.5	23,451,404	102.0	25,793,526	110.0
1月	155,162,384	101.3	178,313,340	114.9	172,787,136	96.9
	25,345,048	94.2	27,215,101	107.4	26,371,663	96.9
2月	137,850,525	92.1	147,103,478	106.7	154,319,309	104.9
	22,517,237	85.6	22,451,691	99.7	23,553,008	104.9
3月	135,568,419	98.5	145,548,551	107.4	153,435,791	105.4
	22,144,466	91.6	22,214,370	100.3	23,418,161	105.4
手持品 課税	6,314,072		6,281,833		0	
	14,684,041		14,608,996		0	
合計	1,759,944,727	96.0	1,883,658,324	107.0	1,996,335,148	106.0
	314,278,804	97.0	313,217,681	99.7	304,690,958	97.3

年度	区分	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
平成29年度		363,554,312		1,882,983,111
平成30年度		350,706,953	[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円	1,801,439,181
令和元年度		323,872,467	[令和2年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,122円	1,834,125,827
令和2年度		314,278,804	[令和3年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,552円	1,759,944,727
令和3年度		313,217,681		1,883,658,324
令和4年度		304,690,958		1,996,335,148

20 入湯税に関する調べ

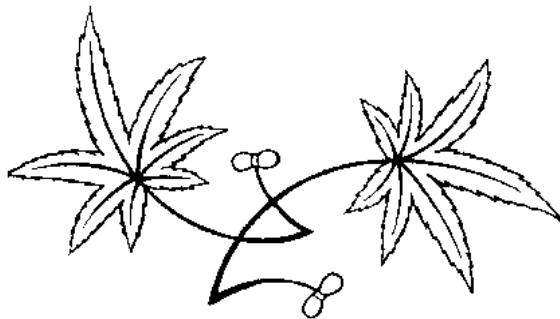
区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	15,733人	16,211人	16,773人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	1,311人	1,351人	1,398人
特別徴収義務者数	飯山地区 2軒	飯山地区 1軒	飯山地区 1軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 10軒	計 9軒	計 9軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	181,800	32.7	186,900	102.8	193,950	103.8
5月	39,450	8.3	147,450	373.8	190,650	129.3
6月	37,200	7.3	166,200	446.8	218,700	131.6
7月	75,900	18.7	100,650	132.6	165,000	163.9
8月	137,700	34.7	152,550	110.8	167,550	109.8
9月	300,900	49.1	204,450	67.9	199,950	97.8
10月	269,400	73.2	131,100	48.7	185,700	141.6
11月	319,350	83.6	180,000	56.4	224,100	124.5
12月	388,800	78.1	315,150	81.1	260,850	82.8
1月	327,150	73.6	351,000	107.3	271,800	77.4
2月	151,500	34.8	302,400	199.6	231,450	76.5
3月	130,800	48.0	193,800	148.2	206,250	106.4
合計	2,359,950	44.1	2,431,650	103.0	2,515,950	103.5

第 3 章 納税



市の木 もみじ

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和4年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	20,149,000,000	21,322,019,859	21,117,888,348	115,279	204,016,232	104.81	99.04	99.29
内 訳	個人	14,250,000,000	15,346,109,459	15,153,134,680	115,279	192,859,500	106.34	98.74	99.11
	法人	5,899,000,000	5,975,910,400	5,964,753,668	0	11,156,732	101.11	99.81	99.84
内 訳	固定資産税	20,198,095,000	20,495,017,200	20,448,513,998	89,375	46,413,827	101.24	99.77	99.75
	土地・家屋	16,707,095,000	16,880,166,900	16,835,773,996	89,375	44,303,529	100.77	99.74	99.70
	償却資産	3,398,000,000	3,520,927,500	3,518,817,202	0	2,110,298	103.56	99.94	99.99
内 訳	国有資産交付金	93,000,000	93,922,800	93,922,800	0	0	100.99	100.00	100.00
	軽自動車税	513,230,000	522,932,100	516,722,816	0	6,209,284	100.68	98.81	98.94
内 訳	環境性能割	43,300,000	48,392,500	48,392,500	0	0	111.76	100.00	100.00
	種別割	469,930,000	474,539,600	468,330,316	0	6,209,284	99.66	98.69	98.88
分	市たばこ税	1,882,794,000	1,996,335,148	1,996,335,148	0	0	106.03	100.00	100.00
	都市計画税	2,440,795,000	2,460,818,300	2,454,346,629	13,025	6,458,646	100.56	99.74	99.70
	入湯税	2,204,000	2,515,950	2,515,950	0	0	114.15	100.00	100.00
	計	45,186,118,000	46,799,638,557	46,536,322,889	217,679	263,097,989	102.99	99.44	99.55
滞 納 繰 越 分	市民税	139,269,000	235,389,962	131,138,142	22,899,266	81,352,554	94.16	55.71	76.64
	個人	125,894,000	215,302,553	123,864,745	21,364,987	70,072,821	98.39	57.53	75.56
内 訳	法人	13,375,000	20,087,409	7,273,397	1,534,279	11,279,733	54.38	36.21	79.74
	固定資産税	84,412,000	159,594,585	54,262,111	12,736,648	92,595,826	64.28	34.00	50.50
内 訳	土地・家屋	72,195,000	154,285,194	52,376,085	11,355,366	90,553,743	72.55	33.95	42.42
	償却資産	12,217,000	5,309,391	1,886,026	1,381,282	2,042,083	15.44	35.52	88.94
内 訳	軽自動車税	5,657,000	12,072,190	4,078,362	794,124	7,199,704	72.09	33.78	36.99
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	10,578,000	22,681,419	7,699,792	1,669,830	13,311,797	72.79	33.95	42.42
内 訳	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	239,918,000	429,738,156	197,178,407	38,099,868	194,459,881	82.19	45.88	62.61
市税総計	45,426,036,000	47,229,376,713	46,733,501,296	38,317,547	457,557,870	102.88	98.95	99.11	
前年度同期	43,145,198,000	44,591,403,592	44,195,557,937	24,498,742	371,346,913	102.43	99.11	98.97	

2 1 市税収入実績調べ

令和3年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	18,736,000,000	19,398,178,120	19,259,560,879	249,503	138,367,738	102.79	99.29	99.28
内 訳	個人	14,130,000,000	14,729,975,420	14,598,812,608	249,503	130,913,309	103.32	99.11	99.24
	法人	4,606,000,000	4,668,202,700	4,660,748,271	0	7,454,429	101.19	99.84	99.35
内 訳	固定資産税	19,420,386,000	19,897,871,000	19,848,546,160	0	49,324,840	102.20	99.75	99.51
	土地・家屋	16,065,386,000	16,410,348,100	16,361,492,760	0	48,855,340	101.84	99.70	99.59
	償却資産	3,262,000,000	3,393,239,900	3,392,770,400	0	469,500	104.01	99.99	99.14
内 訳	国有資産交付金	93,000,000	94,283,000	94,283,000	0	0	101.38	100.00	100.00
	軽自動車税	487,646,000	480,417,800	475,339,913	0	5,077,887	97.48	98.94	98.86
内 訳	環境性能割	40,747,000	26,265,400	26,265,400	0	0	64.46	100.00	100.00
	種別割	446,899,000	454,152,400	449,074,513	0	5,077,887	100.49	98.88	98.81
分	市たばこ税	1,873,064,000	1,883,658,324	1,883,658,324	0	0	100.57	100.00	100.00
	都市計画税	2,356,029,000	2,405,568,900	2,398,377,267	0	7,191,633	101.80	99.70	99.59
	入湯税	2,377,000	2,431,650	2,431,650	0	0	102.30	100.00	100.00
	計	42,875,502,000	44,068,125,794	43,867,914,193	249,503	199,962,098	102.31	99.55	99.41
滞 納	市民税	153,201,000	257,220,251	197,137,552	17,162,255	42,920,444	128.68	76.64	74.11
	個人	119,385,000	190,488,404	143,926,952	16,207,088	30,354,364	120.56	75.56	77.86
内 訳	法人	33,816,000	66,731,847	53,210,600	955,167	12,566,080	157.35	79.74	31.31
	固定資産税	99,820,000	226,501,471	114,380,661	5,693,779	106,427,031	114.59	50.50	39.08
内 訳	土地・家屋	78,597,000	187,177,452	79,406,433	5,649,779	102,121,240	101.03	42.42	39.38
	償却資産	21,223,000	39,324,019	34,974,228	44,000	4,305,791	164.79	88.94	30.82
越 分	軽自動車税	5,470,000	12,054,142	4,458,365	563,137	7,032,640	81.51	36.99	40.80
	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	11,203,000	27,501,934	11,667,166	830,068	15,004,700	104.14	42.42	39.38
	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	269,696,000	523,277,798	327,643,744	24,249,239	171,384,815	121.49	62.61	56.25
	市税総計	43,145,198,000	44,591,403,592	44,195,557,937	24,498,742	371,346,913	102.43	99.11	98.97
	前年度同期	47,943,529,000	49,292,402,486	48,785,571,061	41,138,356	465,693,069	101.76	98.97	98.81

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	25,736	16.09	23,252	14.29	22,259	14.02	22,473	13.57
	特別徴収	6,473	2.94	6,028	2.72	5,841	2.64	6,418	2.83
法人市民税		348	3.44	442	4.36	457	4.45	534	5.05
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		33,101	8.48	31,695	8.20	30,766	7.94	31,040	7.93
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税		9,110	17.97	8,571	16.91	7,680	15.09	8,032	15.61
合 計		74,768	8.99	69,988	8.42	67,003	8.08	68,497	8.10

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

23 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分					
電話加入権差押	件数	0	0	0	0
	税額	0	0	0	0
不動産差押	件数	201	160	138	66
	税額	123,148,705	95,387,518	58,078,117	330,102,806
動産差押	件数	93	67	72	59
	税額	65,146,310	42,546,940	56,540,678	165,757,563
債権差押	件数	3,522	2,247	2,408	1,708
	税額	1,096,228,919	814,747,637	632,652,048	828,270,384
参加差押 (電話加入権 不動産 動産)	件数	77	68	37	42
	税額	43,706,396	63,235,548	16,077,112	280,146,373
交付要求 〔不動産〕	件数	202	120	148	72
	税額	53,234,582	43,513,460	30,152,326	17,661,884
合計	件数	4,095	2,662	2,803	1,947
	税額	1,381,464,912	1,059,431,103	793,500,281	1,621,939,010

第 4 章 その他の資料

24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種 類		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁		16,992	14,513	14,996	16,915
	連絡所		9,728	8,421	7,868	8,346
	合計		26,720	22,934	22,864	25,261
各種市税納税証明	本庁		4,294	4,026	4,150	4,882
	連絡所		1,108	875	752	770
	合計		5,402	4,901	4,902	5,652
*軽自動車税(種別割) 車検用納税証明	本庁		1,133	1,061	1,095	1,014
	連絡所		2,787	2,738	2,953	2,565
	合計		3,920	3,799	4,048	3,579
法人所在証明		本庁	160	155	136	132
固定資産	各種証明	本庁	7,278	7,190	7,584	7,595
		連絡所	971	1,033	1,107	863
		合計	8,249	8,223	8,691	8,458
	住宅用家屋証明	本庁	1,010	1,343	1,173	976
*手数料免除分 (生活扶助者、 特別学校就学支援、 公用請求)		合計			717	939
証明発行総合計			45,461	41,355	42,531	44,997

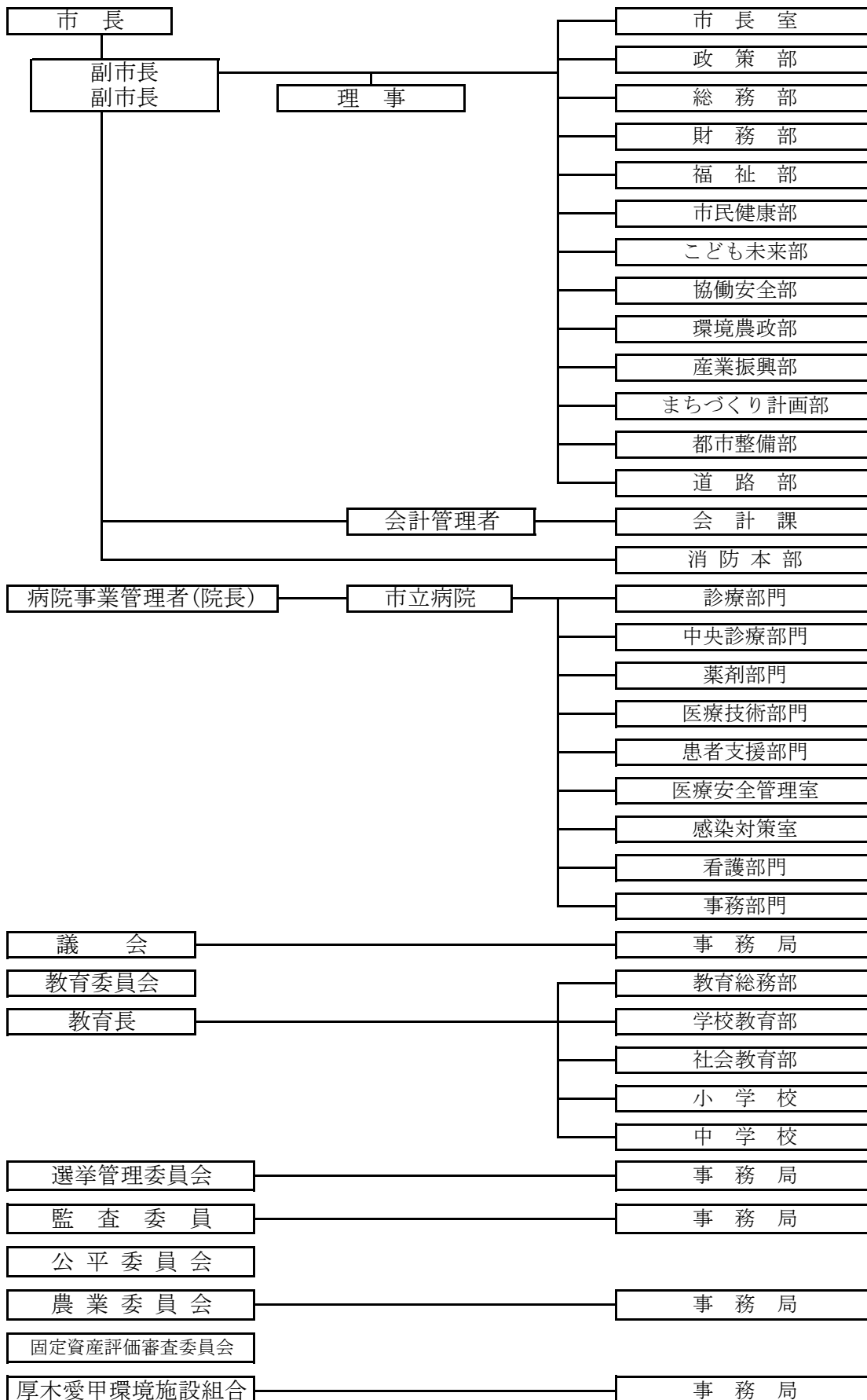
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数。

注 *は「手数料免除分」で、本庁と連絡所の合計件数。令和3年度から集計開始。

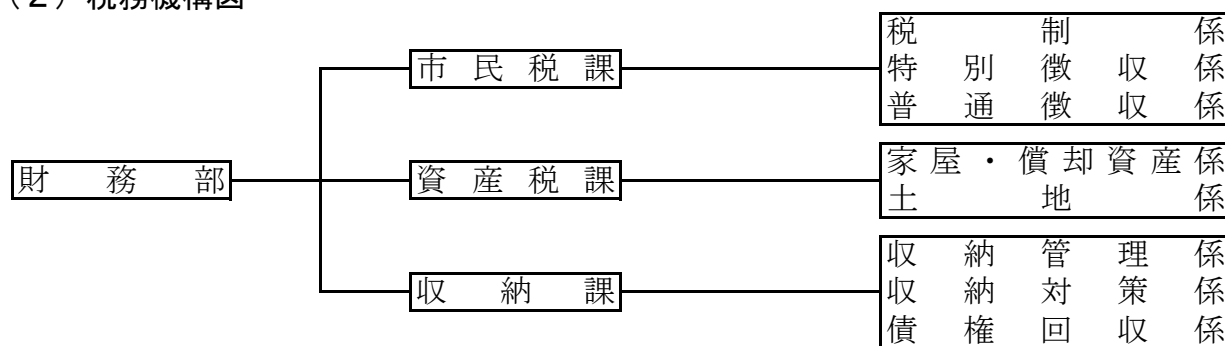
25 行政機構と税務事務分掌

令和5年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関する事。
- (2) 市税歳入計画に関する事。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
- (4) 市税に係る諸統計に関する事。
- (5) 営業の開廃業に関する事。
- (6) 市税(固定資産税及び都市計画税を除く。)の審査請求に関する事。
- (7) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関する事。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関する事。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関する事。
- (11) 給与支払報告書に関する事。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税(固定資産税及び都市計画税に限る。)の審査請求に関する事。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所属に属するものを除く。)に関する事。
- (11) 市営住宅の家賃及び使用料の滞納分(他課の所管に属するものを除く。)の徴収に関する事。

26 税務職員係別人員調べ

(令和5年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	1	1	3	-	7	25
		特別徴収係	1 (兼係長)	2	3	-	2	-	8	
		普通徴収係	1 (兼係長)	1	1	-	5	1	9	
務	資産税課	家屋・償却資産係	-	3 (1名兼係長)	5	3	2	1	14	23
		土地係	-	1 (兼係長)	-	1	4	2	8	
部	収納課	収納管理係	1 (兼係長)	1	1	-	3	1	7	30
		収納対策係	1 (兼係長)	1	6	1	5	1	15	
		債権回収係	1 (兼係長)	2	1	-	3	-	7	
計	3		6	12	18	6	27	6		78

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 税	個人 普通徴収	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託している。それ 以降の処理については、オンラインで端末 より更新し、帳票類を出力する。	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告（エルタックス）導入 H23. 3 クレジットカード納付導入（普通徴収のみ） H26. 1 税務オンライン新システム導入 H31. 1 住民税試算システム導入 R 3. 2 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告開始
	個人 特別徴収	給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等	給与支払報告書（総括表）、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算し、 それ以降の課税・変更については、オンラ インで端末より更新し、月1回バッチ処理 する。帳票類の打出し等は外部委託してい る。
	法人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。
固定 資産 税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書（課税台帳）、 固定資産価格決定（修正）通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋（軽量鉄骨プレハブ家屋を含む）評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告（エルタックス）導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
軽 自 動 車 税	軽自動車税申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動勧告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチ処理で賦課計算後、随時賦課異 動処理及び翌年度に向けての新規登録処理 を端末との会話型処理で行う。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入 R 5. 1 軽自動車ワンストップサービス（軽OSS）稼働開始 軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）稼働開始
収 納 消 込 等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報デー タにより本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出力し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始（固定資産税COM作成） S56. 4 市県民税OCR消込開始（市県民税COM作成） S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始（特別徴収COM作成） S62. 4 税務オンライン開始 S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
口 座 振 替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表（令和5年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																										
市 個 人	1月1日	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から令和5年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	6 %	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																				
		税率																																												
均等割	3,500 円																																													
所得割	6 %																																													
民 法 人		・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">法人税割</th> </tr> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1億円未満の法人</td> <td>100分の6.0</td> </tr> <tr> <th colspan="3">均等割</th> </tr> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	法人税割			資本金等の額		税率	法人	5億円以上の法人	100分の8.4	均等割	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2	均等割	1億円未満の法人	100分の6.0	均等割			資本金等の額		税率	均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円	均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	均等割	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	均等割	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	均等割	10億円を超える法人	50人以下のもの	均等割	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	均等割	50億円を超える法人	50人を超えるもの	申告納付 事業年度終了後2カ月以内
法人税割																																														
資本金等の額		税率																																												
法人	5億円以上の法人	100分の8.4																																												
均等割	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2																																												
均等割	1億円未満の法人	100分の6.0																																												
均等割																																														
資本金等の額		税率																																												
均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円																																												
均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																												
均等割	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																												
均等割	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																												
均等割	10億円を超える法人	50人以下のもの																																												
均等割	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの																																												
均等割	50億円を超える法人	50人を超えるもの																																												
固定資産税	1月1日	・固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～1月4日 4期 2月1日～2月29日																																										
軽自動車税 (種別割)	4月1日	・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 2,000 円 50cc超90cc以下 2,000 円 90cc超125cc以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円</td> <td>軽自動車</td> <td>通常(新税率) 6,900 円 経過措置 5,500 円 重課 8,200 円 軽課75% 1,800 円 軽課50% 3,500 円 軽課25% 5,200 円</td> <td>軽自動車</td> <td>通常(新税率) 3,800 円 経過措置 3,000 円 重課 4,500 円 軽課75% 1,000 円 軽課50% 5,000 円 軽課25% 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用 2,400 円 特殊作業用 5,900 円</td> <td>軽自動車</td> <td>通常(新税率) 1,000 円 経過措置 7,200 円 重課 12,900 円 軽課75% 2,700 円 軽課50% 4,600 円</td> <td>軽自動車</td> <td>通常(新税率) 5,000 円 経過措置 4,000 円 重課 6,000 円 軽課75% 1,300 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td>3,600 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>通常(新税率) 3,900 円 経過措置 3,100 円 重課 4,600 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>軽課75% 1,000 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> <td>軽自動車</td> <td>軽課25% 3,000 円</td> </tr> </table> <p>(※)乗用営業用の車両のみ対象。</p>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下 2,000 円 50cc超90cc以下 2,000 円 90cc超125cc以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円	軽自動車	通常(新税率) 6,900 円 経過措置 5,500 円 重課 8,200 円 軽課75% 1,800 円 軽課50% 3,500 円 軽課25% 5,200 円	軽自動車	通常(新税率) 3,800 円 経過措置 3,000 円 重課 4,500 円 軽課75% 1,000 円 軽課50% 5,000 円 軽課25% 4,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用 2,400 円 特殊作業用 5,900 円	軽自動車	通常(新税率) 1,000 円 経過措置 7,200 円 重課 12,900 円 軽課75% 2,700 円 軽課50% 4,600 円	軽自動車	通常(新税率) 5,000 円 経過措置 4,000 円 重課 6,000 円 軽課75% 1,300 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	3,600 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	通常(新税率) 3,900 円 経過措置 3,100 円 重課 4,600 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課75% 1,000 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	普通徴収 5月1日～5月31日
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																									
原動機付自転車	50cc以下 2,000 円 50cc超90cc以下 2,000 円 90cc超125cc以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円	軽自動車	通常(新税率) 6,900 円 経過措置 5,500 円 重課 8,200 円 軽課75% 1,800 円 軽課50% 3,500 円 軽課25% 5,200 円	軽自動車	通常(新税率) 3,800 円 経過措置 3,000 円 重課 4,500 円 軽課75% 1,000 円 軽課50% 5,000 円 軽課25% 4,000 円																																									
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400 円 特殊作業用 5,900 円	軽自動車	通常(新税率) 1,000 円 経過措置 7,200 円 重課 12,900 円 軽課75% 2,700 円 軽課50% 4,600 円	軽自動車	通常(新税率) 5,000 円 経過措置 4,000 円 重課 6,000 円 軽課75% 1,300 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円																																									
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	3,600 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円																																									
二輪の小型自動車(250cc超)	6,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円																																									
軽自動車	通常(新税率) 3,900 円 経過措置 3,100 円 重課 4,600 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円																																									
軽自動車	軽課75% 1,000 円 軽課50% 2,000 円 軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円	軽自動車	軽課25% 3,000 円																																									
市たばこ税		・卸売販売業者等	1,000本につき6,552円	申告納付 毎月翌月末日まで																																										
入湯税		・入湯客	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																										
都市計画税	1月1日	・市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																										

29 市税税率の変遷

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～24年度	平成25年度	平成26年度																																																												
市民税	均 等 割	2,500円			3,000円				3,500円																																																													
	個 人 所 得 割	200万円以下		3%		課税標準の6% (一律)																																																																
		200万円超え700万円以下		8%																																																																		
		700万円超え		10%																																																																		
法 人	均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																																
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																																
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																																
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																																
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																																
				50人以下であるもの		160,000 円																																																																
		1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																																
				50人以下であるもの		130,000 円																																																																
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																																		
上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																																		
	法 人 税 割	昭和56年改正 (昭和56年8月1日以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%							平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%																																																													
固 定 資 産 税	土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																					
軽 自 動 車 税	昭和60年改正 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税率 (年額)</th> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td colspan="2">1,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>ミニカー</td> <td colspan="2">2,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽 三 輪</td> <td colspan="2">3,100 円</td> <td>軽二輪車 (125cc超250cc以下)</td> <td colspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td colspan="2">4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>小型特殊農耕作業用 自 動 車</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>特殊作業用</td> <td colspan="2">4,700 円</td> </tr> </tbody> </table>										車 種 区 分		税率 (年額)		車 種 区 分		税率 (年額)		四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円		営業用	5,500 円	50cc超90cc以下	1,200 円		貨物用	自家用	4,000 円	90cc超125cc以下	1,600 円		営業用	3,000 円	ミニカー	2,500 円		軽 三 輪		3,100 円		軽二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400 円						二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000 円						小型特殊農耕作業用 自 動 車	1,600 円						特殊作業用	4,700 円	
車 種 区 分		税率 (年額)		車 種 区 分		税率 (年額)																																																																
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円																																																																
		営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円																																																																
	貨物用	自家用	4,000 円		90cc超125cc以下	1,600 円																																																																
		営業用	3,000 円		ミニカー	2,500 円																																																																
軽 三 輪		3,100 円		軽二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400 円																																																																	
				二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000 円																																																																	
				小型特殊農耕作業用 自 動 車	1,600 円																																																																	
				特殊作業用	4,700 円																																																																	
市 た ば こ 税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用																																																													
特 別 土 地 保 有 税	保有分 1.4% 取得分 3%			新たな課税の停止																																																																		
入 湯 税	昭和52年改正 1人1日につき150円			課税免除 (日帰り利用料金1,000円以下) 追加 平成15年4月1日から適用																																																																		
都 市 計 画 税	課税標準の0.2%																																																																					
備 考																																																																						

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度				
市民税	均 等 割	3,500円									
	個人所得割	課税標準の6% (一律)									
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率					
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円					
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円							
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円							
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円							
		50人以下であるもの		160,000 円							
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円							
		50人以下であるもの		130,000 円							
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円							
上記の法人以外の法人等				50,000 円							
法人税割	平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%									
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満										
軽自動車税	平成27年改正(平成28年度課税から)				令和元年改正(令和元年10月1日から)						
	車種区分		税 率 (年 額)					車種区分		税率(年額)	
	四輪以上	乗用	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
									50cc超90cc以下	2,000 円	
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	3,600 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000 円	
	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	小型特殊農耕作業用 自動車特殊作業用	2,400 円 5,900 円	
市たばこ税	※ 前項参照	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用	千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用	千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用					
特別土地保有税	新たな課税の廃止										
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)										
都市計画税	課税標準の0.2%										
備 考											

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度							
市民税	均等割	3,500円									
	個人所得割	課税標準の6% (一律)									
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数	税率						
		50億円を超える法人		50人を超えるもの	3,000,000円						
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの	1,750,000円						
		10億円を超える法人		50人以下であるもの	410,000円						
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの	400,000円						
				50人以下であるもの	160,000円						
		1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの	150,000円						
				50人以下であるもの	130,000円						
1千万円以下である法人		50人を超えるもの	120,000円								
上記の法人以外の法人等			50,000円								
法人税割	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%										
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満										
軽自動車税	令和3年改正(令和4年度課税から)										
	車種区分		税率(年額)			車種区分		税率(年額)			
	四輪以上	乗用	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付自動車	50cc以下	2,000円
									50cc超90cc以下	2,000円	
		貨物用	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付自動車	90cc超125cc以下	2,400円
									ミニカー	3,700円	
	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600円
									二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
									小型特殊農耕作業用自動車		2,400円
									小型特殊特殊作業用自動車		5,900円
	※) 乗用営業用のみ対象。										
市たばこ税	千本につき6,552円 令和3年10月1日から適用										
特別土地保有税	新たな課税の廃止										
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)										
都市計画税	課税標準の0.2%										
備考											

令和5年度市税概要

令和5年12月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課